

平成28年6月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	平成28年6月30日(木)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 大場秀樹 宮本しづえ 西山尚利 今井久敏 宮下雅志 亀岡義尚 遠藤忠一 小桧山善継



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…26件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(6月30日(木))

宮本しづえ委員

工事請負契約で復興公営住宅をつくるものと、不動産取得で復興公営住宅を取得するものがある。同じいわき市でも、例えば50戸つくるときに、工事請負契約は12億円ぐらいで、不動産取得では20億円と、余りにも金額が違い過ぎる。もちろん民間業者が設計監理をすることで若干上乘せになるのは理解できるが、工事請負契約は不動産取得の大体6割ぐらいでできる話になってしまう。この違いは何によって生じるのか。

復興住宅担当課長

今回議案として上げているものには、工事請負契約と不動産取得の2つの方式がある。

まず、工事請負契約については、今回上げている建築工事のみの1戸当たり単価は2,200～2,600万円、設備を含めても2,600～3,000万円となるので、これまでの実績と比較しても高いものではない。

一方、不動産取得については、今回の木造の場合は1戸当たり約2,100～2,600万円、鉄骨3階建ては3,700～4,000万円となる。これについては、建築本体工事のほか、設計及び造成工事、特殊基礎、特殊地盤対策などを含む総額であり、かつ、補助対象限度額をもとに算出したもので、いわば予算的な数字である。実際の契約額は実施設計に基づきこの範囲で決定するので、これ以下となる予定である。

宮本しづえ委員

UR（独）都市再生機構）のときも最終的にはこの金額以下と、同じ説明があった。

いわき市では、URが相当建設して買い取りをしており、価格が非常に高いことを指摘してきたが、URが相当の建設

をしたことで、いわき市で高値の相場ができてしまったのではないか。

復興住宅担当課長

URへの発注が工事価格を高騰させているとの指摘であるが、我々も価格については1戸当たりの単価などを注視している。URがいわき市内での建築相場を高めているとは認識していない。

宮本しづえ委員

鉄骨にしたことでどうしても建設費がかさむかもしれないが、1戸当たり4,000万円近い金額になっており、ほかの地域の不動産取得等の価格で見ても、4,000万円あれば十分に土地つきで比較的ゆとりのある家ができる。それを考えると、この金額は安くないので、最終的には実態に見合った時価で、契約、買い取りするよう十分に精査することを要望しておく。

もう一点、いつも述べているが、県事業の市町村負担分についてである。

現在、大変な市町村を支援しようと県が市町村の事業を代執行までやっているが、市町村の負担を求めることについてそろそろ考えてはどうか。これは義務ではなく徴収できるとの法律で、取らなくてはならないのではなく、取ってもよいとの話だと思うので、今の県と市町村との関係や、市町村が置かれている財政状況も含めた大変厳しい状況を考えれば、県としては、もう負担を求めないことを発信すべきではないか。いつも同じ議論をしているが、そろそろ見直して転換する方向を検討したらよいのではないか。

部参事兼土木総務課長

市町村の財政状況等を配慮することは当然必要だが、法律に基づいて執行しているので、土木部だけで判断し検討することは難しい。

宮本しづえ委員

これはどちらかというと政治的な判断をすべきことだとは思いますが、一番金額が多い土木部からそういう発信をしてはどうかと述べておく。

もう一点、下水道の維持管理、水処理の負担金についてである。

施設整備にかかった部分があるので、その後の水処理の負担金が変わってくることは理解できるが、いずれにしても、金額の差が少し大きいと思う。同じ県の流域下水道なので、処理料金がかかなり違って余り高い場合は、県が何らかの調整をしたほうがよいのではないかと思うが、検討した経過はあるか。

下水道課長

流域下水道の維持管理費の料金単価等は、基本的に流域下水道のそれぞれの供用開始時期や事業の経過年数などによって当然違ってきている。最も古い県中処理区は昭和63年で、最も新しい田村処理区は平成16年である。維持管理費は料金収入で賄うため、田村処理区については、初期の単価が高くないよう15年ぐらいの計画で配慮しているが、供用後の運営により、料金単価が違ってしまふ。下水道の維持管理費用は受益市町村の負担金で賄うことになっており、その点はやむを得ないと考える。

今井久敏委員

昨年、郡山市で一番大きい団地群である県営柴宮団地内の道路違法駐車の問題で相談を受けた。郡山警察署や団地の自治会、県中建設事務所などと相談し、新たな駐車場を整備する方向で今動いているが、状況を聞く。

建築住宅課長

県営柴宮団地の駐車場整備の状況である。委員からは、柴宮団地の違法駐車対策の強化や、駐車禁止看板の設置、側溝ふたがけの推進、2台目以降の所有の検討等について、地元の住民と一緒に要望があった。これについては、警察や消防、市、建設事務所で総合的に対応しなければならない。

現在、全部で670戸の住宅を管理しているが、駐車場の区画は538区画あり、そのうち実際に契約しているのは470区画で、提供している駐車場の全ては埋まっていない。違法駐車をしているのは外来者ではないかということで、外来者の駐車場は確かに少ないので、対応の一つとして、団地の南側にある用途廃止した住棟を壊した跡地を駐車場に整備することを進めている。解体工事は、あす7月1日に公告し、8月3日に入札、8月9日に契約の予定となっており、今年中には空き地ができる。その活用については、昨年一度、柴宮の駐車場連絡会に説明し、了解を得ている。事務所の希望としては8月であるが、今後警察、消防、市、県、駐車場連絡会が一堂に会し、運営や取り扱いについて打ち合わせを持つ予定である。

今井久敏委員

おおむねわかったが、670戸に対し538区画であれば、そもそも1世帯1台分の状況には足りておらず、それが課題だったはずである。新しくつくるところは100～200台規模と聞いている。670戸全てが必要かはわからないが、その一部に関しては、割り当て分というか、必要台数分に供用できると認識してよいか。

建築住宅課長

新たに整備される空き地は約107台の駐車が可能となる。

柴宮団地はかなり古い住宅であり、高齢化等もかなり進んでいるので、自動車を所有していない方もいる。また、団地内に住んでいても、近くの民間駐車場を借りていて、県の提供する駐車場は契約しない方もいると聞いている。したがって、今提供している538台で1台目の駐車場の希望は満たされていると考えている。

そのため今回は、1台目として県と契約して占有して使うのではなく、あくまでもデイスサービスや宅配便などの外来で一時的に訪問に来た方が無料でとめられる駐車場を考えている。

今井久敏委員

1回目は去年やったので、8月の会議は2回目になるはずである。2回目の会議の際は市の担当者にも来てもらい、あちこちふたがけされていないので、ふたがけすればまた違法駐車するかもしれないが、いずれにしても、県営住宅としてはこれまで一番大きな団地だと思うので、よく打ち合わせをして、便宜を図ってしっかり整備を進めてもらいたい。

もう一つ、各委員も先日現地を見てわかったと思うが、復興公営住宅は駐車場が2台分あって、柴宮の人たちはみんなこれを見ている。何の法律かはわからないが公営住宅ということでもともと住んでいる彼らには1台分しか宛てがわれていないのに、復興公営住宅には最初から2台あるので、柴宮団地の人たちは腑に落ちないが、どのように整理しているか。

建築住宅課長

2台分整備しているとの話もあるが、実際はそうではなく、2つ考え方がある。

新規団地においては、原子力災害の前に2台所有していた方を考慮し、復興庁から認められている1.5台である150%を上限として駐車場を整備している。

既存団地につくる場合、例えば柴宮団地やいわき市の湯長谷団地などは、既存の団地の入居者とのバランスがあり、今までの公営住宅は基本的に1台までであるので、バランスをとり、1台までで整備した。

今井久敏委員

どういうあんばいで1.5台になるのか、台数に0.5を足して1台にする話なのか、そういう駐車台数になるのかよくわからないが、8月の話し合いのときに必ずこの辺も出るはずなので、よく話し合っただけで伝えてもらいたい。復興住宅といえども公営住宅だとの話がどうしても最初に来るので、不平不満があちこちで出ないようにだけは願う。要望である。

大場秀樹委員

国道399号について、福島市飯坂町茂庭の先が山形県との境になっている。ことしの2月、現地の期成同盟会から危険箇所改良の要望があった。観光客の誘客まで結びつくかはわからないが、改良した場合、先はどういう地域になっているのか。山形県はどのようにしているのか。

道路整備課長

国道399号の茂庭の先については、抜本的な改良をすることはなかなか難しいと思っており、その辺については、山形県と福島県では同じような意見である。

観光誘客に関しては、手元に資料がないため今すぐには答えられない。

大場秀樹委員

今の交通量はどのくらいか。

道路整備課長

手元にあるのは平成22年度の交通量であるが、24時間で1,500台程度である。ただ、県境のほうについては、24時間で150台の交通量であり、ほとんどが12時間、朝7時～夜7時の交通量である。

宮本しづえ委員

国道399号の関連では、相馬福島道路と東北中央道ができて、その間にこの東北自動車道がある。相馬福島道路と東北中央道は高規格道路で料金は発生しないが、途中は高速道路なので料金が発生する。そこを通らないで来たとなったときに、恐らく国道399号の利用が相当ふえるのではないかと。地元住民が心配しているのは接続の関係で、何とか飯坂町の未整備箇所を早くやっってもらいたいというのが一番の要求事項であると受けとめている。考えなくてはならない課題だと思うが、今の計画状況を聞く。

道路整備課長

飯坂の温泉街の国道399号については、途中までバイパスが整備されていて、ランプを使って現在の県道にタッチしている。その先線については、既に都市計画決定がされている路線であり、現在調査設計を進めている。

宮本しづえ委員

随分前に都市計画決定はされているが、実際にはずっと工事が進まないできた経過がある。これから見に行くが、一方で相馬福島道路は先ほどの報告のようにだんだん進んでいく。東北中央道もそうである。そうすると、その間はどうするのか。計画はあったが、いよいよ事業化に向けて本格的に動き出してほしい。事業の促進が要望されており、飯坂の交通量の緩和も必要と考えるので、ぜひ促進するよう要望する。

次に、県営住宅の減免制度について、計算誤りにより最大170万円ぐらい多く納めてもらわなくてはならない事例が発

生したと報告があったが、本人に誤りがあったのではなく、県の計算の誤りなので、入居者に全額負担を求めることが本当に適切なのか。今、入居者との間でどのような協議になっているのか。

建築住宅課長

県営住宅の減免制度の適用誤りによる家賃算定の誤りに関しては、5月11日に記者会見を開き謝罪した。

その後、49世帯ある対象者の方々をそれぞれ回り、6月14日現在で、正しい家賃に戻すことについては全ての対象者に納得してもらい、了承を得た。

過去の分をさかのぼって納付をしてもらうことに関しては、県北地区では33世帯中8世帯から、県南地区では10世帯中9世帯から了解が得られた。支払わないとはっきり拒否しているのは、県北地区のみ6世帯である。保留の方は県北では19世帯、県南では1世帯あるが、相手の事情を酌んで分割などで支払ってもらえるよう丁寧な説明をしていく。拒否している方々についても、公平性の観点からさかのぼって納付するよう丁寧に説明していく。

宮本しづえ委員

6世帯は納得していないとの話で、保留も含めるともう少しいるとのことだが、何で今ごろという入居者の気持ちもわかる。一番金額が大きい世帯の方は、今どのような対応をしているか。

建築住宅課長

調べて後ほど答弁する。

宮本しづえ委員

仮設住宅の無償譲渡の方針が出て、幾つかの自治体から譲り受けの申し出があったと報告されていた。報道によると、6月末で一旦は締め切るとのことであったが、締め切ったあとは基本的に受け付けないのか。

建築住宅課長

5月20日に仮設住宅の3団地63戸の譲与を公募し、結果的には、只見町の1団地3戸を譲り受けたいとの申し入れがあった。それについては、今譲与の手続中で、近々譲与できる。残りについては申請がなく、募集を締め切ったので、間もなく県が解体工事に着手する予定となっている。

宮本しづえ委員

本会議で委員長も質問したが、道路と側溝の除染についてである。

道路の除染は、側溝の堆積物の除去と一体であると受けとめていた。実際、市町村の道路についてはそのような除染をしているが、側溝の除染は国の解釈では除染とみなさないとの答弁があった。実際には県道はどのような除染の仕方をしているのか。路面だけ除染して、一番高いはずの側溝は放置されているのか。そんなばかげた話はあるはず、何であのような答弁になったのか、実際はどうか。

道路管理課長

今の状況であるが、県道の場合、除染の計画がある浜通りや中通り、会津の一部では国から金をもらい、県が発注して側溝まで除染している。浜通りの一部の避難地域については国が直接やっており、側溝の土砂は撤去するが、線量によって区分されていて、 $0.23 \mu \text{Sv/h}$ より高いものだけを除染事業の対象とし、それ以下は除染事業では扱わないことになっている。一部の市町村では、忙しくてはかれず、その間に $0.23 \mu \text{Sv/h}$ 以下に線量が下がり除染の対象外となってしまう

たが、放射能が一部含まれているので、国が責任を持って撤去してほしいとの要求がある。

宮本しづえ委員

どこで $0.23\mu\text{ Sv/h}$ とみなすかが問題で、例えば側溝の1 m上だと $0.23\mu\text{ Sv/h}$ にならないことがあるかもしれない。しかし、側溝の堆積土壌を見ると数千Bqというのは結構あるので、空間線量だけをはかって堆積土砂の除染を認めないやり方は現実的ではない。堆積土砂をはかって、必要な除染はきちんと認めさせることも含めて検討すべきである。そもそも $0.23\mu\text{ Sv/h}$ かどうかは別にして、通常より高いものが堆積しているので、ぜひ検討し対処願う。

もう一つ、住生活基本法に基づき、国が計画を見直した。これから都道府県の計画の見直しが出てくるが、県としては、いつまでにこの計画を見直すのか。

建築住宅課長

まず、先ほどの県営住宅の家賃算定誤りに関する質問に対して確認できたので答える。

家賃算定誤りで最高額の方は、福島市の桜木町団地の方で、61カ月間の過去のものに対して170万6,900円の徴収不足があった。この方には5月11日に訪問し、正しい家賃に戻すことに関して了解を得た。過去の分に関して強い拒絶はなかったため、保留になっているが、今後、分割支払いの方法等を本人と細かく打ち合わせる予定になっている。

次に、県の住生活基本計画の見直しのスケジュールであるが、国が3月に策定したことを受け、県も昨年からの検討を加え素案がようやくできたので、近々説明できると思う。委員に素案を説明した上で7月からパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて8月に住宅政策検討会議を開催し、国土交通省や厚生労働省と協議して、10月に公表する予定である。

宮本しづえ委員

国の計画に、民間住宅を活用する仕組みが新しく入った。

本県の場合も民間住宅のストックがどれくらいあるかを調査した上で素案をつくったと思うが、民間住宅を活用した新たな仕組みについて、本県としてはどういう方向性を考えているか。

建築住宅課長

国ではいわゆるセーフティーネットとしての民間住宅の活用を今回の計画に盛り込んだが、実はまだきちんと制度設計されておらず、どのような制度にしていくのがよいか議論が開始されたばかりと聞いている。

今後国の動向を見ながら、県も制度設計を考えていきたい。

宮本しづえ委員

本県の場合、避難者の受け入れにより、民間住宅のストックはそんなないかもしれないので、本県には他県とは違った状況があると思っている。いずれにしても、民間の空き家の利活用も含めた制度設計はやればよいと思うが、考えるべきは、公営住宅に匹敵する家賃設定をどうするかである。新たな仕組みの中では、基本計画に公営住宅に準じた扱いをすることと、憲法第25条の具現化の一環として、安心して住める住居を確保する住宅計画をつくることが書かれており、本県の住生活基本計画をそれにふさわしくしていくことと、家賃補助制度をどのように公的な制度としていくかが重要な要素であると思っている。ただ、国の制度設計が余り具体的ではないとのことなので、その仕組みの中に家賃補助制度を加えて検討するようお願い、要望する。

また、住生活基本計画を考えると、公営住宅の位置づけをどうするかの問題がある。本県は、基本的には県営住宅をもうふやさないとしてきたが、200戸ぐらい留保しているものの、4,890戸の復興公営住宅をつくり、大幅にふえることになった。しかしこれは避難者向けであるため、まだまだ公営住宅の役割は非常に大きい。まして貧困と格差が広がってき

ている県民の生活現状を考えると公営住宅の役割は無視できず、むしろ拡充すべきと思う。そういう内容でぜひ計画づくりを進めていくべきであるが、この点の基本的な考え方を聞く。

建築住宅課長

今策定を進めている県の住生活基本計画において、公営住宅の10年間の必要量を算出することになっているので、その中でどのぐらいの量が必要かを算定し、それを市町村と県が分担して供給していくことになる。その際は、新築や建てかえで新しい住宅を供給するだけでなく、既存の空き家を活用し、それを直して供給することも一つの要素になっている。それを市町村とどのぐらいの分担で行うかを見きわめながら、震災前とは住宅事情も変わっているので、震災後の変化を捉えて県がどのような役割を果たすかについても、計画策定の中で検討していきたい。

宮本しづえ委員

全国的に公営住宅の数は減ってきている。減らしてよいのかが今全国的にも問題提起されているので、県としても、今もなお県営住宅の倍率が10倍近くある現状を踏まえて、総合的に考えて計画づくりを進めてほしい。

公営住宅を整備するに当たってのもう一つの視点として、バリアフリー住宅を必要とする高齢者や障がい者等への対応をもう少し計画的に進める必要があると思う。

例えば市営住宅であれば、1階は必ずバリアフリーにして障がい者が入れるものを2～3戸確保するなどしている自治体もある。県の場合はそこがよく見えてこない。

高齢化が進み、1階をバリアフリーにする要求が結構あるので、計画づくりに当たってはそれを位置づけていく必要があると考えるが、どうか。

建築住宅課長

指摘のとおり、高齢化と障がい者に対する配慮は非常に大きな問題なので、従来どおりそういった方々にきちんと対応する理念を計画の中で定義することを考えている。

今回、4,890戸の復興公営住宅の多くを県でつくった際は、2階以上は一般的なものに、1階部分は必ず車椅子の方や高齢者世帯に対応できるように整備した。

今後も市町村との分担の中で、県整備の必要性をまず議論し、つくる方向になれば、高齢者や障がい者に対する配慮をどの程度にするかも含めて検討していきたい。